

「LEC 新合格講座使用教材 演習問題 第7回（雇用法）」から
第44回社労士試験【択一式】雇用法・問7 - C肢の出題が **的中** しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

新合格 演習 第7回 p. 9~10 (RU12452)

C 被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認に関する処分が確定したときは、当該処分についての不服を当該処分に基づく失業等給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(⇒○)

本試験出題はこうでした！

択一式 雇用保険法 問7 C肢

C 雇用保険法第9条の規定による、労働者が被保険者でなくなったことの確認に関する処分が確定したときは、当該処分についての不服を、当該処分に基づく失業等給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(⇒○)

的中!